

官報

号外 昭和三十年七月十四日

○第二十二回 衆議院會議録第四十一号

昭和三十年七月十四日(木曜日)

議事日程 第四十号

昭和三十年七月十四日

午後一時開議

第一 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(農林水産委員提出)

第二 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 理容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した案件

日程第一 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(農林水産委員提出)

日程第二 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 理容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後三時五十分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

第一 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(農林水産委員提出)

第二 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

日程第一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案、日程第二、開拓融資保証法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。提出者の趣旨弁明及び委員長の報告を求めます。農林水産委員長齋藤正興君。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中(第百条の二十)第百条の十二(二)を(第百条の二十一)第百条の十四(二)に改める。

第十一條第一項第二号中「貯金を貯金又は定期積金」に改める。

第八十七條第一項第二号中「貯金を貯金又は定期積金」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項」と「前項」に改め、同項を第二項とし、以下三項ずつ繰り上げる。

第九十三條第一項第二号及び第九十七條第一項第二号中「貯金を貯金又は定期積金」に改める。

第百条第一項中「及び第八十七條第二項から第四項まで」及び「第八十七條第二項中「前項」とあるのは「第九十七條第一項」と、同項第三号、第四号、第五号又は第七号」とあるのは第九十七條第一項第三号、第四号又は第五号」とを削る。

第百条の二中「その経営の安定及び改善を図るため、災害に因つて受けることのある損害を相互に救済すること」を「共済事業を行うこと」に改める。

第百条の四第一項を次のように改める。

共済会は、会員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業を行うものとする。

第百条の四第二項を次のように改める。

2 共済会は、定款の定めるところにより、会員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度において会員以外の者が利用し得る事業の分益の総額は、当該事業年度において会員が利用する事業の分益の総額をこえてはならない。

第百条の七第一項第五号を次のように改める。

五 共済事業の種別
第百条の十第一項中「第百条の十二」を「第百条の十四」に改める。

第百条の十一第二項中「共済掛金」の下に「及び共済契約者のために積み立てた金額」を加える。

昭和三十年七月十四日 衆議院會議第四十二号 水産業協同組合法の一部を改正する法律案外一案

第百条の十二第二項を次のように改める。

共済会の事業に係る共済契約で、
保険に該当するものについては、
商法第三編第十章の規定を準用す
る。

第百条の十二第二項中「第百条の十二」を「第百条の十四」に、同条第三項中「第百条の七」を「第百条の七から第百条の十まで」に、「第四十八

条第三項中」を「第四十二条第一項中「規約及び」とあるのは「規約、共済規程及び」と、第四十四条第二項中「若しくは規約」とあるのは「規約

若しくは共済規程」と、第四十八条第一項第二号中「規約」とあるのは「規約及び共済規程」と、同条第三項中「

に、同条第四項中「第百条の九及び第百条の十」を「第百条の十一及び第

百条の十二」に、同条第五項中「第百条の十」を「第百条の十二」に改める。

第百条の九を第百条の十一とし、以下第百条の十二まで二条ずつ繰り下げ、第百条の八の次に次の二条を加える。

(財務についての省令への委任)

第百条の九 前条に規定するもの外、共済会が、その財務を適正に処理するために従わなければならない。准則は、省令で定める。

(共済規程)
第百条の十 共済会は、共済事業の種類別に、事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を共済規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、事業計画その他省令で定める書類を提出しなければならない。

第百十八条第二項中「第百条の十二」を「第百条の十四」に改める。

第百二十二条 第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条第一項中「若しくは規約」を、規約若しくは共済規程」に改める。

第百二十七条第一項中「第百条の十二」を「第百条の十四」に改める。

第百三十二条第二号中「第八十七條第六項」を「第八十七條第三項」に、「又は第九十七條第二項但書を、第九十七條第二項但書又は第百条の四

第二項但書」に、同条第五号から第九号まで、第十一号及び第十三号から第十六号まで中「第百条の十二」を「第百条の十四」に改め、同条第二十一号を第二十三号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 第百条の十第一項の規定に違反したとき。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十年五月三十日
衆議院議長 河井 彌八
衆議院議長 谷秀次殿

開拓融資保証法の一部を改正する法律案
開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「億五千万円」を「二億円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 開拓融資保証法第五條第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十年度において出資するものとする。

[報告書は会議録追録に掲載]
[綱島正眞君登壇]

○綱島正眞君 たいま議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び開拓融資保証法の一部を改正する法律案の二法案について、御説明並びに御報告を申し上げます。

まず、日程第一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

水産業は、農業と同様、自然に大きく依存する産業であるため、この自然の暴威による災厄に対抗する一方途として、去る昭和二十五年、第九回国会において、火災等による特定物件の損害に限定して共済制度を設けたことは御承知の通りでありまして、その他の共済事業は許されていない現状であります。そこで、今後水産業協同組合共済会の事業の拡充をはかるとともに、全国を地区とする漁業協同組合連合会

事業に関する規定の一部を改正して、漁民生活の安定に資せんとすることがその趣旨であります。ことに、昨年第十九回国会におきまして、農業協同組合法を改正して、農業協同組合によるこの種共済事業の拡充を見て以来、農村と相隣接せる漁村の關係等からして、この種事業の拡充は必然的に漁民の強い希望となり、国会に対して強く要請されて参つた次第であつて、農林水産委員会においては、水産に関する小委員会において、この点に関し鋭意検討を進めて参りました結果、去る五月三十日に至り、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を起草いたし、その経過及び結果等について委員会に報告がされたのであります。が、農業及び漁業災害補償制度に関する小委員会においてさらに検討し、万遺憾なきを期する趣旨から、同小委員会において、連合会を二回にわたつて開催し、慎重に審議を重ねた結果、さきに水産に関する小委員会起草にかかる改正案の通り決定することに結論を得た次第でありまして、昨日の委員会において、水産に関する小委員長から連合小委員会の経過等について報告が行われ、引き続き小委員会起草にかかる案を委員会に提案として提出することに全会一

致をもつて決定した次第であります。以下、これが内容について簡単に御説明申し上げます。

まず第一点は、水産業協同組合共済会の規定の改正でありまして、従来は事業の用に供する建物等物件だけについての災害共済に限定していたのでありますが、先に述べました通り、農協法の改正と同様の趣旨によりまして、この事業の拡充を可能ならしめるとともに、条文の一部整備をはかった次第であります。第二点は、全国を地区とする漁業協同組合連合会の事業の規定中、特定四つの経済行為についての制限を緩和したことであります。なお、本案改正実施に当っては、予算を必要といたしません。

以上が本案提出の理由並びにその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、日程第二、内閣提出、開拓融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の概要を御報告いたします。

わが国食糧自給増進の一環をなす開拓の重要性にかんがみまして、開拓者の農業経営の確立をはかるため、

政府は開拓者の必要とする資金の融通について各般の措置を講じていることは御承知のごとくであります。すなわち、農機具、家畜等についての長期営農資金は開拓者資金融通法をもつて直接融通し、その他の肥料、飼料等の購入に必要な短期営農資金融通の方途としまして、昭和二十八年に開拓融資保証法を施行し、中央開拓融資保証協会を設立して、現在までに一億五千万円

の政府出資を行い、これと開拓者及び都道府県の出資を合せた基金をもつて開拓者の債務を保証し、営農資金の円滑な導入をはかつて参つたのであります。その後、開拓者の開拓融資保証協会への加入もふえ、また開拓の進展に伴いまして資金の需要も増大して参りましたため、基金をさらに増額して保証力の増大をはかる必要が生じたので、政府より昭和三十年度一般会計から中央開拓融資保証協会に対し五千

万円の追加出資を行い、もつて開拓者の短期営農資金融通の円滑を期するために本案改正案が提出せられたのであります。

本案は、参議院先議でありまして、五月九日に予備付託となり、同十三日吉川農林政務次官より提案理由の説明がございましたが、その後五月三十日

に参議院において可決され、同日本院に送付されて参りました。農林水産委員会におきましては、委員各位も本案の措置は時宜に適したものであることを熟知されており、法案の内容もなほはだ簡明でございますので、質疑、討論を省略して、七月十三日採決を行い、これを可決すべくもつと決した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手) ○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。次に、日程第二につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第三、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員会理事大橋忠一君。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。 第一条第一項中「及び日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定」に改める。

附則 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 [報告書は会議録追録に掲載]

○大橋忠一君登壇 たいだいま議題となりまして日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案

秘密保護法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を報告申し上げます。わが国は、昨年五月、国会の承認を得まして、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定を締結し、すでに艦艇の受領を開始しておりますが、その協定中には、これより先に締結されました日米相互防衛援助協定及び日米船舶貸借協定の場合と同様に、貸与された艦艇について所要の秘密保護の措置を講ずべきことが規定されているのであります。しかるに、ただいま述べました二協定に関する秘密保護の措置につきましては、すでに昨年五月、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法が制定され、これによつて所要の秘密保護措置が講ぜられておるのであります。よつて、保護の対象等から考えまして、この艦艇貸与に関する協定についての秘密保護の措置もさきの二協定に関するものと同様にしたことが適当と考えられる次第であります。これがために、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正して、日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定を新たに加えようとするものであります。

昭和三十年七月十四日 衆議院会議録第四十一号 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案

昭和三十年七月十四日 衆議院會議録第四十一号 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案

この法律案は、六月三日政府から国会に提出、同日外務委員会に付託されましたので、六月八日から七月十三日まで五回にわたり会議を開き、政府側の提案理由の説明を聴取し、質疑応答が行われましたが、その詳細については委員会記録により御了承願います。

続いて討論に入り、日本社会党左派陣営七郎君、日本社会党右派戸叶里子君及び労働党岡田春夫君から、本法案は親法である日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法と同じく言論の自由を奪うおそれあること、一般的秘密保護法に発展するおそれあること、その他、米國に対する従属性を強化する等の理由をもってこれに反対の意が表明され、また日本民主同盟藤岡吉郎君及び自由党北澤直吉君から、日米相互防衛援助協定及び日米船舶貸借協定につき秘密保護上の措置がとられておる以上、合衆國艦艇貸与協定についても同様の措置を講ずることは当然であるとの立場からこれに賛成の意が表明され、就いて採決の結果、本法案は多数をもって原案の通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(森谷秀次郎) 討論の通告があります。順次これを許します。高津正道君。

〔高津正道君登壇〕

○高津正道君 私は、ただいま上程になりました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部改正法律案に対し、日本社会党を代表して、強く反対の意思を表明したいと存じます。(拍手)

最初、私は、この法案に接しまして、日本の従属性事ここに至るかと驚き、中途、閣僚各大臣の熱心な説明を聞くに至って、あるときはいやになじ得ませんでした。(拍手)そして、昨日午後の外務委員会の採決において、私たちが革新野党の三派の討論も保守野党の諸君を動かすに至らず、ついに諸君に多数で押し切られた瞬間、残念、無念、何とも言えぬやるせない気持ちに襲われました。従いまして、本法案に対する反対理由は実に数々ございまして、そのうちの最も重要なもの三つをあげて諸君に訴えたいと存じます。

第一は、すぐに諸君がお気づきのごとく、本法案の提出と通過、それは、日本国憲法にこそそりと違反するといふ程度のものでなく、実にこの平和憲

章に対する新たな攻撃であり、また新たなるじゅうりんであるからであります。あえて日本民族といわず、実に、人類が、全体として、今、人類の破滅か、戦争放棄か平和の共存か、戦争的減滅かという分れ道に臨んでいて、この、既成概念や偏見にとらわれざる者何人も否定し得ざるどころでありました。ソ連がますます何らかの具体的事実で誠意を示すのでなくしてソ連を相手とせずとがんばって、あのアイゼンハワー氏も、その大前提の「ぶし」をこそそこそこおろして四巨頭会談に臨み、かつてさんざん悪口を言いつつブルガーニン氏と世界平和の方策を協議せざるを得なくなっているのではありません。今、世界を、地球を吹いている風は、かくのごとく平和の風であります。

時あたかも、去る七月九日、故アイソシユタイン、パトリランド・ラッセル及び湯川秀樹の三博士を含む原子力に関する世界的権威八名は平和声明を發表いたしました。彼らの声明は、彼らの知り得たる原子力の破壊作用を語る述べたる後に、「人類が破壊するか、それとも戦争を放棄するか、生き長らえんとするならば、そのいずれを選ぶか。」と呼びかけていますが、幸いに、

われわれの日本国憲法は、彼らが今勇氣を振りしげって差し示すその戦争放棄の道を、予言者のごとく、野に山に海に降りしける死の灰も放射能の雨もいまだ見ざる数年前に確定いたし、民族の行い手に誤まりなからしめんとしているのではありません。

本法案は、秘密に関する刑罰を一年、三年、五年、十年と規定していますが、重税や金利や首切りの生活難に追われてる諸君は、本日ここでこの秘密保護法の第一条と附則との一部改正が行われていることの内容を、それは戦争への道路たる再軍備の補強工作であることを知り得ないかもしれぬのであります。しかし、政府の行う新生活運動の浸透の遅々たるに比べ、原水爆禁止署名者はすでに二千数百万名に及んだという事実、しかも、これは文盲や赤ん坊などを含まない数字である点をこそ重視すべきで、これすなわち彼らが憲法改正反対とともに本法案反対を支持するに違いない証拠であります。(拍手)われわれは、国民の声なき声をも代表し、自信を持って、平和憲法擁護の見地から本法案に反対するものであります。

私たちが日本国民は、平和とともに、また独立への道を歩むべきであります。しかし、幸いにして、広まり行く基地反対闘争を見ても、成年式における青年の無記名による世論調査を見ても、すでに、けなげにも、この正しき道を歩み始めることがわかるのであります。私は、労働組合の動向は言わずもがなとして、村から、町から、離れ島から、ほとんど同じ比率で、民族独立の歌に神秘的な魅力を感ずるこれら青年の感性的に歌いつつある事実を、この際思い起さざるを得ません。もし彼らがアメリカへの従属性を一そう濃密にするところの本法案の内容と意識とを知られば、どのようになぞって憤慨するでありませうか。私の第二の反対の理由もまた、本案に現われてる従属性の強化という点であります。この法案が、現下の日本人共通のスローガンたる民族独立に反することは、推理を要せず、思考力を要せず、だれにでも本能的に看取し得られるはずのものであります。

私は、私たちが現に歩みつつある二十世紀の特徴は、男性からの婦人解放あり、地主からの農民解放であり、資本家階級からの労働者解放であり、帝國主義からの弱小民族解放であらうかと

反対の第二の理由を申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

存するのであります。(拍手)しかし、弱小民族の解放とは、弱小民族の独立と言葉を置きかえることもできません。インドもビルマもイギリスから独立をいたし、インドネシアはオランダから独立をいたし、台湾を除く全中国もあのようになんと独立をいたし、タイ、イラン、エジプト、チニジアのたどりつた方向も比々みなしかりであつて、人もし人種の歴史をひも

といて、一九五〇年代、すなわち現段階のあたりまで来ると、この偉大な歴史的大飛躍に驚嘆するではありません。そして、人間解放、植民地解放を最も集中的に表現しているものは、かの有色人種二十九カ国、十四億の人口の代表者が本年五月、バンドンに集まつたアジア・アフリカ会議であつたと思はれるのであります。この歴史

的会議において最も多く語られた言葉は、平和であり、自由であり、中立であり、それとともに植民地反対の言葉であつたのであります。われわれが、しらがこの老翁を含めまして、内外の圧力に抗しながら自信に満ちて民族の完全独立を呼び続けてやまないゆゑんのもの、実に何もものをもつてして

も抗し得ざるこの大なる歴史の流れが私たちに味方しており、最後の勝利者は

は結同われわれであり日本民族であることを確信せしめるからであります。青年も、婦人も、いな、私たちの子や孫も、口々に民族独立の歌を歌ひ、四面楚歌どころか、その歌声は全日本をのんでしまふ。しかも、それが、夢でも、うつでもなく、かつ遠くないことを私は確信したのであります。(拍手)

要するに、本法案は、この大なる歴史の流れに、しばし、あわれにも抗せんとするものであり、祖国のアメリカへの従属性をますます強化するものである。これが第二の反対理由であります。

最後に、第三の反対理由を申し上げましょう。この法律の保護せんとするところの防衛秘密なるものは、要するに、アメリカから供与されるところの艦艇、航空機、武器、弾薬等の装備品及びこれらに関する構造、性能、製

作ないしその修理に関する技術、その使用方法、そして、さらに以上数えたところの情報等であり、正確に言へば、ただその公けにされてないものといふことになつてゐるのであります。世間には、ちよつと来いにお断すなという言葉があります。これは男性を警戒し警察を警戒する場合に

用いられますが、議員として警戒すべきは何々法一部改正法案と称するものであります。本法案は、その一部改正案の一つであります。提案者は、ほんの一部改正でありましてなどと説明いたしますが、この一部改正が、本法案の場合、昨年五月その親たる秘密保護法そのものが審議されました際、国会の内外から、ことに全国の言論界から、言論報道の自由を束縛するものとして執拗に反対され、御承知のごとく、参議院は、これ

に對して、不当なる拡張解釈の乱用をしないといふ条項を第七条に新たに加えたのであります。衆議院もその修正に同意したのであります。しかしながら、日本独自の防衛秘密というものであつて、アメリカから次々と新たな防衛秘密の追加が申し出られ、今回の日本国に對する合衆国艦艇の……

「時間だ、時間だ」と呼び、その他発言する者多し」

○議長(金谷秀次君) 高津君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○高澤正道君(總) 貨身に関する協定関係の分をこの秘密保護法に含め込むといふのであります。昨日、外務委員会において、林一夫防衛局長は、現

在までのところ本法に防衛秘密の数は百八十二に及ぶと報告したのであります。私は、秘密保護法を一そう強化する本法案は、拡張解釈のおそれ、乱用のおそれのきわめて多いものであつて、いやしくも日本の民主主義を守る立場に立つ方ならば絶対に反対すべきであると確信するものであります。(拍手)

政府は、口をきわめて、その運用には注意すると申しますが、私たちが、かの悪法の代名詞となつた治安維持法、機密保護法、国防保安法、それらの担保すべき拡張解釈と乱用を忘れることはできません。「時間だ」と呼び、その他発言する者多し」原稿はもう一枚になりました。——それは全く凶刃を手にした悪魔の乱舞を思わせるものがありました。政府の歩んでいる現在の方向は、中国、ソ連に對する国交回復を別とするならば、憲法改正調査会の組織といひ、地方自治権を奪つての中央集権化といひ……

「議長、時間だ」と呼び、その他発言する者多し」

○議長(金谷秀次君) 高津君、重ねて注意いたします。簡単に願います。

○高澤正道君(總) 今朝の日本経済新聞の伝える独占禁止法の緩和といひ、

軍事基地の拡張といひ、法務省人権擁護局の予算を出し切る点といひ、すべてに共通するものは、実にこの法案提出と根柢を同じくするものであります。(拍手)私は、これらの逆コース、反動の動向から見ても、本法案は乱用のおそれが十分あるものであると認めるものであります。

以上三つの点をあげまして、本法案に對する反対を申し上げました。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 福水二臣君。

「福水一臣君登壇」

○福水一臣君 私は、自由党を代表したいたま議題となりました日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案について賛成の意を表明せんとするものであります。(拍手)

日本の安全保障を確保することは、日本にとつては最も大事なことのひとつであります。この日本の安全保障確保のためには、国力に応じて自衛力を漸増するとともに、他面、米國と、日米安保条約、日米相互防衛援助協定などを根柢といたしまして、共同して防衛に當る以外に道はないのであります。この既定方針に基きまして、日本は、昨年、合衆国の艦艇の貨手を受け

取らされたこと、これは、我が國の防衛に重大な影響を及ぼすものであります。この影響を軽減し、我が國の防衛に資するものとするため、本法案の一部を改正する法律案を提出するものであります。

昭和三十年七月十四日 衆議院會議録第四十一号 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案

昭和三十年七月十四日 衆議院會議録第四十一号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案外一案

る協定を締結し、艦艇の貸与を受けたのでありますが、その貸与艦艇に関する秘密については、右協定により、保護の措置を講ずることになっております。従つて、右協定に基き、本法律案によつて秘密保護の措置を講ずることは、条約上当然の義務であります。もつとも、本法律案によつて国民の基本的人権を不当に制限するとの反対論も

ありますが、基本的人権は公共の福祉により制限を受けることは憲法の定むるところであります。国家の安全保障は公共福祉の最も重大なものでありますから、本法律案による基本的人権の制限は必要やむを得ないものと思われ

ます。なお、ここに注意を喚起しておきたいことは、改進黨は、昨年本法律案の親法案であるところの秘密保護法制定の際これに反対したいきさつがあります。ところが、今回は、改進黨が民主

党と看板を塗りかえまして、この説を撤回して自由党の方針に同調したことは、私どもとして欣快とするところであります。(拍手)

以上の理由により、私は、自由党を代表し、本法律案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(森谷秀次君) 神田大作君。○神田大作君登壇

○神田大作君 私は、日本社会党を代表し、日米相互防衛援助協定等に伴ひ、秘密保護法の一部を改正する法律案に対し反対の討論をなさんとするものであります。(拍手)

御承知のとおり、昨年MSA協定に基き秘密保護法が制定せられましたとき、わが党はこれに反対をいたしました。その理由は、第一、MSA協定自体が日本の防衛をアメリカの一方的意思に従属せしめるおそれがあることであり、第二は、防衛秘密の範囲がアメリカの国法の規定に従つて自動的に拡大されるおそれがあるからであります。(拍手)第三に、範圍の規定が不明確であつて、いかような拡大解釈をも許すことができ得るからであります。第四に、かかる不明確な規定によつて言論の自由が著しく制限され、

あまつさえ強圧の危機にさらされるからであります。今回の法律の一部改正案が提案されまして、わが党が当時すでに指摘したことがまさに事実となつてここに現われて参つておるのであります。

この法案によりますれば、まさにMSA協定に基き貸与兵器に対して適用

されてきた秘密保護は、ここに艦艇貸与協定に基いて貸与された艦艇についてもその適用を拡大されたのであります。思うに、鳩山内閣は、アメリカの力を借りて憲法違反の再軍備を強行する点においては、その前任者たる吉田内閣、鳩山総理が攻撃してやまなかつたあの吉田内閣と何ら相異なるところが無いのであります。(拍手)本年度予算においても、現に、防衛関係予算は、予算外契約を入れれば前年度を上回るのがその実情であります。かかる状態のもとにおいて、一方的にアメリカの兵器に依存して再軍備を押し進める以上、秘密保護の範囲、適用の自然

拡大は当然であり、かくして国民の言論の自由もまた自動的に縮小するのであります。あの忌まわしき戦前の憲兵政治の復活のきざしはますます濃化しつつあります。

この際われわれが最も矛盾を感ずるのは、この法案に対する鳩山内閣並びに民主党的態度であります。(拍手)民主党的の諸君がみずからよく御存じのよう

に、秘密保護法が昨年審議されたときに際しましては、当時、日本自由党並びに改進黨の諸君は同法に反対

したものであります。その反対の理由は、同法の規定があまりにもばく然として、国民の言論の自由を抑圧するおそれがあるといつたところにあつたやうであります。しかるに、諸君は、一度天下をとるや、手のひらを翻すのごとく態度を豹変し、本法を廢棄するどころか、みずからその適用範囲を拡大するための改正法案を提出したのであります。このような無節操な態度は、天下の公党として断じて容認することはできないのであります。(拍手)民主

党の諸君はこれに対していかなる弁解の用意がありますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。(拍手)憲法に定められた言論の自由は、何ものによつても制限し得ざる権利であります。ところが、この権利は、破防

法、教育二法、秘密保護法等によつて次々と重大な制限が課せられ、憲法の明文が空文化しつつあるのが現状であります。しこうして、今や秘密保護法の適用範囲は拡大せられ、しかも、それは、アメリカの援助によつて、憲法を無視し、再軍備拡大とその軌を一にしておるのであります。われわれは、かかる再軍備、憲法に認められた自由

を束縛するところの一連の悪法は、日本国民の利益に反し、国家百年の大計

を阻害するものといたしまして、断固として反対をいたすものであります。(拍手)これでは私の反対討論を終わります。(拍手)○議長(森谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕○議長(森谷秀次君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)第五 理容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出)○議長(森谷秀次君) 日程第四、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、日程第五、理容師美容師法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長中村三之丞君。

君。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 総トン数五トン以上の漁船による水産動植物の採捕の事業
(河川、湖沼その他災害の発生のおそれが少いと認められる労働大臣の指定する水面において主として採獲する事業を除く。)

第八条に次の一項を加える。
元請負人が下請負人との間の書面による契約で、下請負人に第二十四条の保険料の納付を引き受けさせることとした場合において、元請負人の申請により、政府がこれを承認したときは、前項の規定にかかわらず、その下請負人の請負に係る事業については、その下請負人をこの保険の適用事業の事業主とする。

昭和三十年七月十四日 衆議院會議第四十二号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案外 案

水産動植物の採捕の事業を行う漁船の存否が一箇月間分らないときは、前項の規定の適用については、当該漁船による水産動植物の採捕の事業は、その期間が満了する日に廃止されたものと推定する。

第十一条中ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

前項の事業主が同項の規定による政府の承諾を受けるには、保険関係を消滅させること及び第七条の事業に使用される労働者の過半数の同意を得ること及び第七条の規定によつて保険関係の成立してゐる事業については、その事業が保険関係の成立後一年を経過してゐることを要する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗り組んでゐた労働者若しくは船舶に乗り組む、その船舶の航行中行方不明となつた労働者の生死が三箇月間分らない場合は、これらの労働者の死亡が三箇月以内に明らかとならぬ限り、かつ、その死亡の時期が分らない場合は、この法律の遺族補償

費及び葬料の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は労働者が行方不明となつた日に、当該労働者は、死亡したものと推定する。

前項の規定は、航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗り組んでゐた労働者若しくは航空機に乗り組む、その航空機の航行中行方不明となつた労働者の生死が三箇月間分らない場合は、これらの労働者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合に準用する。

第二十七条中「保険金と保険料を「保険給付の額と保険料の額」に改め

第二十八条第一項中「毎年三月末日までを」とその保険年度の初日から十五日以内に、「四月一日(保険年度の中途に保険関係が成立したものである場合は、保険関係成立の日)から三十日以内」とその保険年度の初日から四十五日以内(保険年度の中途に保険関係が成立したものである場合は、保険関係成立の日から三十五日以内)に改め、同条第二項中「十

四日以内を二十日以内」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

政府は、保険加入者が前二項の規定による報告をしないとき、又はその報告に誤があると認めるときは、その調査により概算保険料の額を算定し、これを保険加入者に通知する。

前項の通知を受けた保険加入者は、政府が算定した額又はその額と納付した概算保険料の額との差額を、通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

第二十九条の二に次の一項を加える。

政府は、前項の概算保険料を徴収する場合には、命令で定めるところにより、保険加入者に対して、期限を指定して、その納付すべき概算保険料の額を通知しなければならない。

第二十九条の三 政府は、命令で定めるところにより、保険加入者が前三条の規定により納付すべき概算保険料を、その申請に基づき、延納させることができる。

第三十条を次のように改める。

第三十条 保険加入者は、その保険年度の末日又は保険関係が消滅した日までに使用したすべての労働者に支払つた賃金総額に保険料率を乗じて算定した確定保険料の額その他命令で定める事項を、次の保険年度の初日又は保険関係が消滅した日から十五日以内に報告しなければならない。

政府は、保険加入者が前項の規定による報告をしないとき、又はその報告に誤があると認めるときは、その調査により確定保険料の額を算定し、これを保険加入者に通知する。

保険加入者が第二十八条から第二十九条の二までの規定により納付した概算保険料の額が、第一項の規定による確定保険料の額(前項の規定により政府が確定保険料の額を算定した場合には、その算定した額)をこえる場合には、政府は、命令で定めるところにより、そのこえる額を次の保険年度の概算保険料若しくは未納の保険料に充当し、又は還付する。

保険加入者は、第一項の規定により報告をした場合においては、

昭和三十年七月十四日 衆議院會議第四十二号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(第一案)

納付した概算保険料の額が同項の規定による確定保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した概算保険料がないときは同項の規定による確定保険料を、次の保険年度の初日又は保険関係が消滅した日から三十日以内に納付しなければならぬ。

保険加入者は、第二項の規定による通知を受けた場合においては、納付した保険料の額が政府が算定した確定保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した保険料がないときは政府が算定した確定保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならぬ。

第三十条の二 事業の期間が予定される事業であつて第三條第一項第一号イに該当するものうち、前條第一項の規定による確定保険料の額(同條第二項の規定により政府が確定保険料の額を算定した場合)は、その算定した額。この条において同じ。が二十万円以上のものが左の各号の一に該当する場合には、第二十五條第一項の規定

にかかわらず、主務大臣は、その事業についての前條第一項の規定による確定保険料の額を百分の二十の範囲内において命令で定める率だけ引き上げ、又は引き下げて得た額を、その事業について当該事業主が納付すべき保険料の額として決定する。

一 事業が終了した日から三箇月を経過した日前にした保険給付の額と前條第一項の規定による確定保険料の額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であつて、その割合がその日以後において変動せず、又は命令で定める範囲をこえて変動しないと認められるとき。

二 前号に該当する場合を除き、事業が終了した日から九箇月を経過した日前にした保険給付の額と前條第一項の規定による確定保険料の額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であるとき。

第二十九条の二 第二項の規定は、前項の規定により保険料の差額を徴収する場合に準用する。

第三十条の二 次の次に次の一条を加える。

第三十条の三 政府は、保険加入者が第三十条第五項の規定により確定保険料又はその不足額を納付しなければならぬ場合には、その納付すべき額に百分の十を乗じて得た額を追徴金として徴収する。但し、保険加入者が天災その他やむを得ない事由により、同項の規定による確定保険料又はその不足額を納付しなければならぬかつた場合は、この限りでない。

第二十九条の二 第二項の規定は、前項の追徴金を徴収する場合に準用する。

あるときは、その端数は、切り捨てる。

前三項の規定によつて計算した延滞金の額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨て

延滞金は、左の各号の一に該当する場合には、徴収しない。但し、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状の指定期限までに徴収金を完納したとき。

「第二十八條第三項又は第三十條第二項の規定」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に保険関係が成立している事業については、改正後の労働者災害補償保険法(以下「新法」という。)第八條第二項の規定は、適用しない。

(強制適用事業についての経過措置)

3 新法第三條第一項第三号に該当する事業であつて、この法律の施行の際改正前の労働者災害補償保険法(以下「旧法」という。)の規定による保険関係が成立していないものうち、この法律の施行の際現に当該事業に係る漁船の存在が分らないものについては、新法第三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行後において、その漁船の存在が明らかとなつたものについては、その明らかとなつた日以後は、新法第三條の規定による。

4 この法律の施行の際旧法の規定により保険関係が成立している水産動植物の採捕の事業であつて漁船によるものうち、この法律の施行の際現にその漁船の存否が分らないものについては、次の各号に掲げる日に、その事業は、廃止されたものと推定する。

一 この法律の施行前その漁船の存否が分らなくなつた日から一箇月以上を経過しているものについては、この法律の施行の日以前

二 この法律の施行前その漁船の存否が分らなくなつた日から一箇月を経過していないものについては、その漁船の存否が分らなくなつた日から一箇月の期間が満了する日

5 この法律の施行前旧法の規定により保険関係が成立していた事業に使用されていた労働者であつて、この法律の施行前その乗り組む船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつたことにより、又は船舶若しくは航空機に乗り組み、その航行中行方不明となつた

ことにより、この法律の施行の際現にその生死が分らないものについても、新法第十五条の二の規定は、適用する。

(保険料の報告及び納付については経過措置)

6 新法第三条第一項第三号に該当する事業であつて、この法律の施行によつて新たに新法第六条の規定により保険関係が成立したものの事業主についての新法第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「五日以内」とあるのは「十五日以内」と、「二十五日以内」とあるのは、「四十五日以内」とする。

7 この法律の施行前に保険関係が成立した事業に係る概算保険料であつて、この法律の施行の際旧法第二十八条第一項又は第二項の規定による納付の期限が到来していないものの納付の期限については、新法第二十八条第一項又は第二項の規定を適用する。

8 この法律の施行前に保険関係が消滅した事業に係る確定保険料であつて、この法律の施行の際旧法第三十条第一項の規定による報告の期限が到来していないものの報告

の期限については、新法第三十条第一項の規定を適用する。

9 この法律の施行の際現に保険関係が成立している事業については、新法第三十条の二の規定は、適用しない。ただし、事業の期間が昭和三十一年九月一日以後にわたると予定されているものについては、この法律の施行の日に事業が開始されたものとみなして適用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

理容師美容師法の一部を改正する法律案

理容師美容師法の一部を改正する法律案

理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「位置、設備等を開設の日の十五日前までに」を「位置、構造設備、従業者の数をあらかじめ」に改め、後段を削り、同条第二項中「その理容所又は美容所を廃止したときを」前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はその理容所若しくは美容所を廢

止したとき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 前条第一項の届出をした理容所又は美容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が次条の措置を構するに適合する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第十四条中「違反したとき」の下に、又は理容師若しくは美容師以外の者若しくは第十条の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所若しくは美容所において理容若しくは美容の業を行わせたときを加え、同条に次の一項を加える。

当該理容所又は美容所において業を行つた理容師又は美容師が第八条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該理容所又は美容所の開設者が、理容師又は美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 都道府県知事は、第十条又は前条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

第十五条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十一条の二の規定に違反して理容所又は美容所を使用した者

第十六条中「千円以下」を「二千円以下」に改める。

第十七条中「第十五条第三号若しくは第四号」を「第十五条第三号から第五号まで」に改める。

第十七条の二中「第十一条」の下に「第十一条の二」を加え、「及び第十四条」を「第十四条第一項及び第十四条の二(理容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く)」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に理容所又は美容所の開設の届出をした者については、第十二条第一項前段の改正規定

昭和三十年七月十四日 衆議院會議録第四十一号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十年七月十四日 衆議院會議第四十一号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案

定及び改正後の第十一條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の第十一條第一項後段の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項については、改正後の第十一條第二項の規定による届出をする必要を要しない。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中村三三丞君登壇〕

○中村三三丞君 たいま議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及び理容師美容師法の一部を改正する法律案の、社会労働委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。初めに労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について申し上げますと本案は、総トン数五トン以上の小型漁船の活動範囲が著しく拡大され、これに従って災害発生危険性も増大する傾向にあるため、今まで任意適用事業として取り扱われておりました漁業を新たに強制適用事業に加えること、次

に、一昨年以來電源開発工事等の進捗に伴い土木、建築等における災害が増加したに参つた状況にかんがみまして、一般の事業に適用されるメトリット制の方式と異なり、この種事業の実態に応ずるメトリット制度を設けること、以上二点のほか、保険事業運営の合理化のため、あわせて若干の改正を行うとするものであります。

本案は、去る五月三十日内閣より提出、同日付託せられたのであります。本委員会は、五月三十一日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。以

て、慎重審議を続けて参りましたが、七月十三日質疑が終了いたしましたので、討論を省略し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもってこれを可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、理容師美容師法の一部を改正する法律案について申し上げます。まず改正のおもなる点について申し上げますと、第一は、理容所、美容所を開設してこれを使用しようとする者は、その構造、設備について都道府県知事の検査を受け、その確認を得た後でなければ、これを使用してはならないこととしたことであります。第二

点は、理容所、美容所の開設が、当該施設内で無免許もしくは業務停止を受けている者に業務を行わせた場合、または当該施設内で業務を行う者が法定の措置を講じなかつた場合に、その施設の閉鎖を命ずることができるとしたことであります。第三は、都道府県知事が免許取り消し業務停止または閉鎖命令の行政処分をするに当つては、その処分を受ける者、介

明及び有利なる証拠の提出の機会を与えることとしたことであります。本法律案は、六月十六日日本委員会に付託せられ、同二十三日提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行つたのであります。政府より、本法公布と同時に関係省令においてすみやかに所要の改正を行うとの説明がございました。かくて、七月十三日質疑を終了し、討論を省略し、採決に入りましたところ、本法案は全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長宮澤胤男君。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて両案とも委員長報告の通り採決いたしました。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長宮澤胤男君。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第二十九号を削り、第二十八号の二を第二十九号とし、第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十一及び三十一 削除
第六條第三項中「通商局」を「通商局に次長二人を」に改める。

第二十五條第一項の表中物質需給調整審議会及び電気自動車充電技術者資格検定審議会の項を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔宮澤胤男君登壇〕

○宮澤胤男君 たいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

改正の第一点は、通商局における所掌事務の増加にかんがみまして、同局に次長一名を増加いたそうとすることであり、第二点は、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律が去る四月一日から効力を失つたことに伴ひまして、同省の権

規定から関係条文を削除いたしますとともに、すでに存続の必要がなくなりました物資供給調整審議会及び電気自動車充電技術者資格検定審議会を廃止いたそうとすることであり、

本案は、七月五日日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を行い、本日討論略略、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(森谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(森谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

閣議定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、閣議定率法等の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(森谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(森谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

閣議定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。大蔵委員理事橋路節雄君。

閣議定率法等の一部を改正する法律案

閣議定率法等の一部を改正する法律案

(閣議定率法の一部改正)

第一条 閣議定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第六項中「適用の日」の下に「同条第二号に掲げる貨物については、その輸入申告の日」を加える。

第十四条第十号中「二年」の下に「機械設備その他の貨物で政令で定めるものについては、二年をこえる期間で政令で定めるもの」を加える。

(閣議定率法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 閣議定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第八項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、当該免除を受ける物品が原油、重油又は粗油であるときは、政令で定める手続をしなければならぬ。

附則第十項中「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第十四項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十三項中「関税を免除した場合」の下に及び附則第十項又は第十一項の規定により原油、重油又は粗油の関税を免除し、又は軽減した場合」を加え、同項を附則第十四項とする。

附則第十二項中「附則第六項又は第九項」を「附則第六項若しくは第九項又は前項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第十一項の次に次の一項を加える。

12 附則第十項の規定による免除を受けた原油、重油又は粗油を

製油原料として使用したときは、その使用した原油、重油又は粗油について、別表乙号の炭化水素油の部のうち「甲」の税率による関税をその輸入者から徴収し、前項の規定の適用を受けた原油、重油又は粗油で当該税率の適用を受けたもの(別表甲号の炭化水素油の部に「規

定する比電その他の規格に該当するものを除く)を製油原料としての用途以外の用途に使用したときは、その使用した原油、重油又は粗油について、当該税率と別表乙号の炭化水素油の部のうち「乙」の税率との差に相当する税率による関税をその輸入者から徴収する。

別表甲号中

二二一 豆類
一 のうち大豆

二〇五 小麦

二二一 豆類

五一九 炭化水素油(別号に掲げるものを除く)。

一 原油、重油及び粗油のうち揮氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、〇・八九をこえないもの(揮氏十五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九五をこえないもの、揮氏五十度における粘度が七十レッドウッド秒をこえないものを含む)で、かつ、引火点が摂氏百十五度をこえないもの(製油原料として使用するものを除く)。

別表乙号中

五一九 炭化水素油(別号に掲げるものを除く)。

一 原油、重油及び粗油のうち

甲 製油原料として使用するものを

二分

六分五厘

改め、同表の税率の欄中「備考の税率」を「備考の税率」に改め、同表の備考中「炭化水素油の項乙その他を「炭化水素油の部のうち「乙」に改め、同表の備考を同表の備考」とし、同表に備考1として次のように加える。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り決しました。

明十五日は定期より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

出席國務大臣

- 外務大臣 重光 葵君
- 大蔵大臣 一蔵田尚登君
- 厚生大臣 川崎 秀二君
- 労働大臣 西田 隆男君
- 國務大臣 杉原 荒太君

出席府委員

- 外務省参事官 安藤 吉光君
- 大蔵省参事官 藤枝 泉介君
- 農林省参事官 吉川 久衛君
- 通商産業省参事官 島村 一郎君

朗読を省略した報告

一、去る十二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

会計検査院法の一部を改正する法律

一、去る十二日本院は日本国有鉄道経営委員会委員に佐々木義彦君及び村田省藏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十二日本院は公正取引委員会委員に渡野弘君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律

財団法人日本海軍会館に対する国有の財産の譲与に関する法律

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律

国有財産特別措置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法の一部を改正する法律

経済審判庁設置法の一部を改正する法律

一、昨十三日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六第六項の規定に基き、税関支署の設置に関し承認を求むるの件

公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求むるの件

一、昨十三日鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、次の通知書を受領した。

内閣通達甲第七号

昭和三十年七月十三日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

衆議院議長益谷秀次殿

本年三月二十二日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めの件」は、公共企業体等仲数委員会の「アルコール専売事業職員労働地手当の支給または就地改訂に関する紛争」に対する本年一月二十九日の裁定内容が、昭和三十年度本予算が成立していないので、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものとするのが妥当と認められましたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのであります。今般「昭和三十年度特別会計予算」が成立し、右裁定を実施しうる事が明らかになりましたので、この旨を御通知いたします。

一、昨十三日参議院議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

外務省移住局長 矢口 龍藏

た矢口龍藏を十三日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、外務省参事官矢口龍藏は去る十一日転職したので、その政府委員は自然消滅になった。

一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 小金 義昭君

地方行政委員 足立 篤郎君

法務委員 横井 大郎君

社会労働委員 牧野 良三君 佐々木更三君

多賀谷辰雄君

農林水産委員 大野 市郎君 中馬 辰雄君

松野 綱三君

商工委員 多賀谷辰雄君 永井勝次郎君

佐々木更三君

通信委員 片島 潜君 安平 應一君

井手 以誠君

建設委員 安平 應一君

安平 應一君 井手 以誠君

決算委員 關谷 勝利君 戸塚九一郎君

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 船田 中君

地方行政委員 大野 市郎君

法務委員 牧野 良三君

社会労働委員 横井 大郎君 多賀谷辰雄君

佐々木更三君

農林水産委員 足立 篤郎君 戸塚九一郎君

小金 義昭君

商工委員 佐々木更三君 片島 潜君

多賀谷辰雄君

通信委員 永井勝次郎君 井手 以誠君

安平 應一君

建設委員 井手 以誠君 安平 應一君

決算委員 薄田 美朝君 中馬 辰雄君

一、昨十三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 須藤彌吉郎君(理事須藤彌吉郎君去る九日委員辞任につきその補欠)

理事 戸叶 里子君(理事戸叶里子君去る七日委員辞任につきその補欠)

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

た矢口龍藏を十三日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、外務省参事官矢口龍藏は去る十一日転職したので、その政府委員は自然消滅になった。

一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 小金 義昭君

地方行政委員 足立 篤郎君

法務委員 横井 大郎君

社会労働委員 牧野 良三君 佐々木更三君

多賀谷辰雄君

農林水産委員 大野 市郎君 中馬 辰雄君

松野 綱三君

商工委員 多賀谷辰雄君 永井勝次郎君

佐々木更三君

通信委員 片島 潜君 安平 應一君

井手 以誠君

建設委員 安平 應一君

安平 應一君 井手 以誠君

決算委員 關谷 勝利君 戸塚九一郎君

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

昭和三十年七月十四日 衆議院会議録第四十一号 議長報告

昭和三十年七月十四日 衆議院會議第四十二号 議長の報告

運輸委員会

理事 大西 正直君(理事中原英太郎君昨十三日理事辞任につきその補欠)
一、昨十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 大坪 保雄君 松野 朝三君
- 地方行政委員 勝岡田清一君 川村 純義君
- 法務委員 戸叶 里子君
- 外務委員 芦田 均君 池田正之輔君
- 伊東 隆治君 菊池 謙郎君
- 並木 芳雄君 福田 昌子君
- 和田 博雄君 今村 敏君
- 吉田 賢一君 大森 玉木君
- 高村 坂彦君 山本 勝市君
- 山本 猛夫君 榎井 太郎君
- 西尾 末廣君 今村 等君
- 大蔵委員 山本 勝市君 河野 密君
- 菊池 謙郎君
- 文教委員 高村 坂彦君 水山 忠則君
- 池田正之輔君
- 社会労働委員 佐々木更三君 中村 英男君
- 横鏡 取吉君

農林水産委員

小金 義昭君 中村 時雄君
久保田 豊君 大坪 保雄君
商工委員 加藤 清二君 多賀谷辰徳君
松平 忠久君
運輸委員 伊藤 輝一君
逓信委員 井手 以誠君 八木 一男君
安平 鹿一君
建設委員 安平 鹿一君 松本 七郎君
井手 以誠君 今村 等君
西尾 末廣君
予算委員 山本 猛夫君 伊藤 好道君
稻村 隆一君 田中 隆男君
岡 良一君 小平 忠君
川上 賢一君 芦田 均君

一、昨十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 小金 義昭君 大坪 保雄君
- 地方行政委員 伊藤 好道君 和田 博雄君
- 法務委員 吉田 賢一君
- 外務委員 山本 猛夫君 高村 坂彦君
- 大森 玉木君 山本 勝市君

予算委員

横井 大蔵君 稻村 隆一君
川村 純義君 松平 忠久君
戸叶 里子君 伊東 隆治君
池田正之輔君 菊池 謙郎君
芦田 均君 並木 芳雄君
今村 等君 西尾 末廣君
大蔵委員 菊池 謙郎君 岡 良一君
山本 勝市君
文教委員 池田正之輔君 伊藤 輝一君
高村 坂彦君
社会労働委員 多賀谷辰徳君 福田 昌子君
八木 一男君
農林水産委員 大坪 保雄君 小平 忠君
川上 賢一君 松野 朝三君
商工委員 田中 隆男君 佐々木更三君
松本 七郎君
運輸委員 水山 忠則君
逓信委員 安平 鹿一君 横鏡 取吉君
井手 以誠君
建設委員 井手 以誠君 今村 等君
安平 鹿一君 西尾 末廣君
今村 等君

予算委員

芦田 均君 勝岡田清一君
福田 昌子君 加藤 清二君
河野 密君 中村 時雄君
久保田 豊君 山本 猛夫君

一、昨十三日貿易振興に関する調査特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 古川 文吉君(理事吉川文吉君去る六月二十九日委員辞任につきその補欠)

一、昨十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員 古川 文吉君 山口丈太郎君

貿易振興に関する調査特別委員 大坪 保雄君

一、去る十二日内閣から提出した条約は次の通りである。

特別四問題の解決に関する日本国と

タイとの間の協定の締結について承認を求めるとの件
一、去る十二日委員会に付託された条約は次の通りである。

特別四問題の解決に関する日本国とタイ国との間の協定の締結について承認を求めるとの件(条約第一八号)

外務委員会 付託
一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

裁判所法の一部を改正する法律案(橋本清三君外十名提出、衆法第四五号) 法務委員会 付託

一、去る十二日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

砂利採取法案
輸出品取締法の一部を改正する法律案
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

一、去る十二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

石油資源開発株式会社法案
石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

特別四問題の解決に関する日本国と

一、去る十二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
裁判所法の一部を改正する法律案
(猪俣徳三君外十名提出)

一、去る十二日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
会計検査院法の一部を改正する法律案

一、去る十二日参議院から、四月六日予備審査のため送付された次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。
註解法案(阿貝親登君外十三名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案
(阿貝親登君外十三名提出)

一、昨十三日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。
森林法の一部を改正する法律案(川俣清君外十名提出)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(農林水産委員提出)

臨時石炭鉱業安定法案(多賀谷真稔君外十三名提出)

一、昨十三日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
女子教育職員の前年度後の休暇中に

おける公立学校の義務教育の正常な実施の確保に關する法律案

一、昨十三日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
女子教育職員の前年度後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に關する法律案(木村守江君外五名提出、参法第一七号)

(予) 文教委員会 付託

一、昨十三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案

財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に關する法律案

一、昨十三日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

経済審議庁設置法の一部を改正する法律案

一、昨十三日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めの件

公営住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求めの件

一、公共企業体等労働關係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めの件は、昨十三日内閣総理大臣から議長宛、予算上資金上支出可能となり、裁定全部を実施し得ることが明らかになつた旨通知があつたので自然消滅となつた。

一、昨十三日鳩山内閣総理大臣から益谷謙長宛、公共企業体等労働關係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めの件につき通知書を受領した結果、次の件は自然消滅となつた旨参議院に通知した。
公共企業体等労働關係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めの件

一、今十四日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
水産業協同組合法の一部を改正する法律案(農林水産委員提出)

一、去る十二日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
京都府綴喜郡八幡町の排水工事促進に關する質問主意書(岡本隆一君提出)

昭和三十年七月十四日 参議院會議第四十一号 議長の報告